加盟団体代表者 各位

公益財団法人全日本ボウリング協会 総務委員長 西 林 康 憲 競技委員長 不 破 伸 二 (公 印 省 略)

服装規則並びに服装規則別表の改定内容に関する解説について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の諸事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、5月27日開催の当協会第1回理事会において、服装規則並びに服装規則別 表を改定いたしました。改定内容に関する解説を送付いたしますので、ご確認くだ さいますようお願い申し上げます。なお、服装規則並びに服装規則別表は、先日当 協会より送付した第1回理事会議事録データをご参照ください。

また、本年7月1日以降は同送のユニフォーム登録申請書をご使用いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等あれば、JBC事務局(担当:腰越、鈴木)までご連絡ください。

敬具

記

- 1. 服装規則の改定について
- 2. ユニフォーム登録申請書(2021年7月以降)

以上

服装規則の改定について

(競技者の服装) 第2条



(1)上半身に着用する衣服 (以下「ユニフォーム」という。) は、スポーツに適したものとし、 襟・袖のついたものとする。

【解釈】

左図の赤色部分が必要です。スタンドカラー (折り曲げずに着るタイプの襟)はOKです。

(服装の種類及び表示義務) 第3条

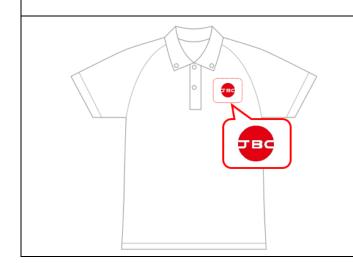


- (1)連盟 (学生連合の場合、所属連合)制定の ユニフォームは、所属連盟の都道府県名 (学 生連合の場合、所属連合名)、氏名を明記する こと。
- (2)前号以外のユニフォームは、所属連盟の都道府県名、氏名を明記すること。
- 3 各連盟及び各地区連合の競技会でのユニフォームは、それぞれの規定に従い、必要項目を明示すること。
- 4 同条第1項、第2項、第3項に定める表示は、表示の位置、大きさ、字体を問わないが、一般的に識別可能な表示とすること。

【解釈】

都道府県(学生連合)名、氏名は英字表記・ 漢字・かな表記を問いません。

筆記体(くずした書体)の場合は判読できる ことが必須です。



5 本協会ワッペンは、ユニフォームの左胸につけること。

※左図のとおり

服装規則の改定について



6 本協会会員と公益社団法人日本プロボウリング協会(以下「JPBA」という。)会員の両資格を有する競技者は、前項に定めるワッペンの正面向かって右側(横並び)に JPBAワッペンをつけること。

※左図のとおり

※各地区ブロック大会及び本国体でも JPBA ワッペンの着用が可能です。

(デザイン・表示) 第4条



デザインと見なさない貼付方法の例・両面テープ ・安全ピン ・ピンバッジ

(1)所属連盟(学生連合の場合、所属連合)または個人の契約に基づく商業上の識別表示(スポンサーや勤務先の名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示)をユニフォームに表示するとき、ワッペンによる貼付はユニフォームのデザインとみなさない。ただし、あらかじめユニフォームに表示(プリント、刺繍等)されたものはデザインとみなす。

【解釈】

随時着脱できる形式で貼り付けられている ものをワッペンとします。別布による表示で あっても、ユニフォームに縫い付けるなど一 体化している場合はデザインとみなします。

商業上の識別表示について

従来の服装規則には「商業上の識別表示については製造メーカーの物に限られ、1品目1箇所しか表示してはならず、その大きさは12平方センチメートル以内とする。シューズについては6平方センチメートル以内とする。」という規定がありましたが、新しい服装規則では商業上の識別表示に関する規制を緩和いたしました。

商業上の識別表示に関する規定は、一部大会を除いてなくなりましたが、競技規則第 137 条における「過度の商業宣伝マーク」は引き続き禁止となっています。スポンサーのロゴマークや勤務先名の表示は可能ですが、下記のような商業宣伝は禁止です。

過度な商業宣伝マーク一例

『(商品名)を●●●●円で販売中!詳細は(電話番号・URL)まで!』

服装規則の改定について

特定の選手に関する事項

各条文内に、学生連合会員、全日本ナショナルチーム・ユースナショナルチームメンバー、ジュニアジャパンメンバー、シニアジャパンメンバーに関する記載があります。該当する選手は予めご確認ください。

服装規則別表について

従来の別表は、当協会主催大会ごとに着用可能なユニフォームのカテゴリーを示していましたが、 新しい服装規則及び別表では、ユニフォームのカテゴリーをなくし、主催大会ごとに必要項目を明示 すれば良い形に変更しています。

連盟制定ユニフォーム以外はその他のユニフォーム(第3条第1項第2号)とし、チーム戦では、ユニフォームが統一(一部例外あり)され、必要項目が明示されていれば問題ありません。無論、これまで着用していたユニフォームは引き続き着用が可能ですし、各加盟団体内で支部やクラブユニフォームを作成・着用いただくことは可能です。

選手権競技会規程第 418 条について

条文内に「本協会の承認を受けたユニフォームを着用すること」とありますが、服装規則に合わせて、次回理事会で改定を行う予定です。

そのため、新しい服装規則の施行日以降、当協会の承認を受けていないユニフォーム(第3条第1 項第2号ユニフォーム)であっても、選手権競技会で着用を認めることといたします。

※

連	盟	名	
/b. =			
代表	マ 石	' 名	印

ユニフォーム登録申請書

服装規則に定める連盟制定(第3条第1項第1号)ユニフォームとして下記のとおり申請いたします。

《写真添付またはデザインを描いてください》

	【前】	, , , or every
	 【後】	
		1
带 考		
	 年	